

全国厚生労働関係部局長会議資料

政策統括官（統計・情報政策担当）

目次

I .統計関係

- 令和3年度政策統括官（統計・情報政策担当）事業計画（統計関係） 2
- 令和3年度実施の主な厚生統計調査 3
- 令和3年度実施の主な労働統計調査 7
- 調査票情報等の適正な管理 9
- 調査票情報の二次利用 10

II .情報政策関係

- マイナンバー制度への対応について 12
- 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進について 22
- デジタル庁の基本方針について 26
- データヘルス改革について 31

III .その他参考資料

- 令和3年度政策統括官（統計・情報政策担当）歳出予算案概要 38

I .統計関係

令和3年度政策統括官(統計・情報政策担当) 事業計画(統計関係)

	事業名	
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係
令和3年		
2月下旬	全国厚生統計主管課担当者会議	
5月上旬		定期的提供(令和元年社会福祉施設等調査)
5月	第11回21世紀出生児縦断調査(平成22年5月出生児)	
6月	社会医療診療行為別統計	
	<u>国民生活基礎調査(世帯票)</u>	
7月上旬	定期的提供(令和元年介護サービス施設・事業所調査)	
	<u>国民生活基礎調査(所得票)</u>	
	<u>所得再分配調査</u>	
7月下旬	定期的提供(令和元年度地域保健・健康増進事業報告)	
8月		
9月～11月	厚生労働統計地区別講習会	
10月上旬	定期的提供(令和2年人口動態調査)	
10月		<u>社会福祉施設等調査</u>
		<u>介護サービス施設・事業所調査</u>
11月	第10回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)	
	第17回中高年者縦断調査	
	全国統計大会	
令和4年		
1月		
2月下旬～3月	全国厚生統計主管課担当者会議	
5月上旬		定期的提供(令和2年社会福祉施設等調査)
	定期的提供(令和2年介護サービス施設・事業所調査)	

労働統計関係

労使関係総合調査等に関する事務打合せ会議^(注4)

毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議^(注4)

雇用動向調査(上半期)
 労働組合基礎調査
 労働組合活動等に関する実態調査 } 労使関係総合調査
 労働災害動向調査(総合工事業調査(上半期))
 賃金構造基本統計調査
 賃金引上げ等の実態に関する調査

毎月勤労統計調査(特別調査)

パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査

労働安全衛生調査(実態調査)

雇用動向調査(下半期)
 労働災害動向調査(事業所調査)
 労働災害動向調査(総合工事業調査(下半期))
 就労条件総合調査

(注1) 上記のほか、年間を通じて実施する調査等として、厚生統計調査等では人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、福祉行政報告例、介護給付費等実態統計、労働統計調査では毎月勤労統計調査、労働争議統計調査、労働経済動向調査がある。

(注2) 地方公共団体に協力を依頼している調査等については、ゴシックとしている。

(注3) 厚生統計調査地区別事務打合せ会議については、令和3年度は開催しない。

(注4) 労使関係総合調査等に関する事務打合せ会議及び毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議については、新型コロナウイルス感染症対策のため、変更する可能性がある。

令和3年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法等	利活用例
<p>人口動態調査</p>	<p>○調査内容 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の状況について、性・年齢・地域別等に把握。 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業との関連を把握。</p> <p>○調査時期：毎月</p> <p>○調査方法 オンライン・郵送</p> <p>(調査経路) 市区町村 ——— 保健所 ——— 都道府県 ——— 厚生労働省</p> <p style="margin-left: 150px;">└── 保健所を 設置する市・特別区 ─┘</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口推計（総務省）、将来推計人口（厚生労働省）、生命表（厚生労働省）などの他調査で利用 ・厚生労働白書、子供・若者白書、自殺対策白書、高齢社会白書、男女共同参画白書等各種白書作成のために利用 ・国際連合「人口統計年鑑」、経済協力開発機構「ヘルスデータ」等国際比較のために利用（出生数・合計特殊出生率・死亡数・死因等） ・健康日本21（第二次）の数値目標の設定や達成状況の把握などのために利用（75歳以上の年齢調整死亡率、脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率、自殺による死亡率、低出生体重児の割合）
<p>医療施設調査</p>	<p>○調査内容 病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。</p> <p>○調査時期： ・静態調査 3年周期（10月1日現在）（今年度未実施（次回は令和5年）） ・動態調査 毎月（開設・変更等のあった都度）</p> <p>○調査方法 ・静態調査 オンライン・郵送 ・動態調査 オンライン</p> <p>(調査経路)</p> <p>静態調査：厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 保健所 ——— 医療施設</p> <p style="margin-left: 150px;">└── 保健所設置市 ・特別区 ─┘</p> <p>動態調査：厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 病院・診療所</p> <p style="margin-left: 150px;">└── 指定都市 ——— 病院・診療所 保健所設置市（指定都市を除く） ——— 診療所 ・特別区</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会・検討会等の基礎資料として利用（社会保障審議会医療保険部会、特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会、医療計画の見直し等に関する検討会等） ・診療報酬改定検討の際の基礎資料として利用 ・患者調査、受療行動調査、医療経済実態調査等の調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供 ・都道府県で策定する医療計画のための基礎資料として利用 ・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成の基礎資料として利用


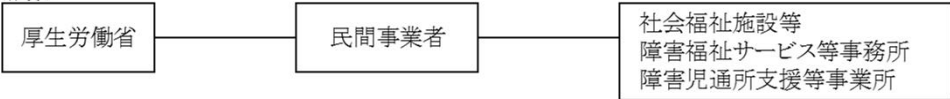
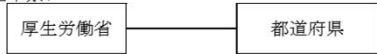

令和3年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法等	利活用例
病院報告	<p>○調査内容 全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握。</p> <p>○調査時期：毎月</p> <p>○調査方法 オンライン・郵送</p> <p>(調査経路)</p> <p>厚生労働省 ———— 都道府県 ———— 保健所 ———— 病院・診療所 └ 保健所設置市・特別区 ─┘</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画における基準病床数の算定に利用（病床利用率、平均在院日数） ・医療費適正化計画の評価に利用（平均在院日数）

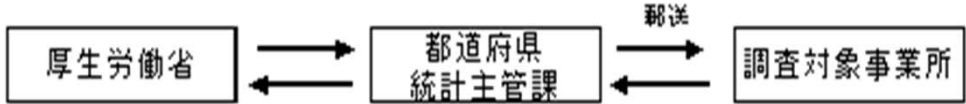
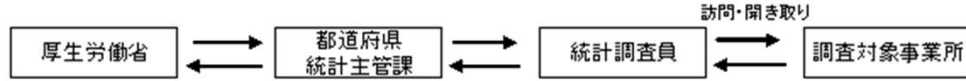
令和3年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法等	利活用例
<p>国民生活基礎調査</p>	<p>○調査内容 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に把握。</p> <p>○調査時期 毎年（世帯票：6月）（所得票：7月） ※3年ごとに大規模調査を実施、2021（令和3）年は簡易調査の実施年</p> <p>○調査方法 調査員調査 ※面接できない世帯のみ郵送回収 ※コロナ禍における特例として、2021（令和3）年調査では、郵送回収の要件を緩和する予定</p> <p>（調査経路） ・世帯票</p> <p>厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <p style="margin-left: 40px;">└─── 保健所設置市 特別区 ───┘</p> <p>・所得票</p> <p style="margin-left: 100px;">※回収のみ</p> <p>厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <p style="margin-left: 40px;">└─── 市・特別区及び福祉事務所を設置する町村 ───┘</p> <p style="margin-left: 100px;">※回収のみ</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策に関する大綱における指標として利用（子供の貧困率、子供がいる現役世帯のうち一人の貧困率） ・低所得者対策の基礎資料として利用（相対的貧困率） ・健康日本21（第二次）の評価指標として利用（がん検診の受診率、足腰に痛みのある高齢者の割合、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合等） ・第3期がん対策推進基本計画の評価指標として利用（がん検診の受診率） ・男女共同参画推進基本計画（第5次）の成果指標として利用（子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率） ・循環器病対策推進基本計画の基礎資料として利用（介護が必要となった主な原因の脳血管疾患と心疾患の割合）

令和3年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法等	利活用例
社会福祉施設等調査	<p>○調査内容 全国の社会福祉施設等の数、在所者及び従事者の状況等を把握。</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 郵送・オンライン</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票: </p> <p>詳細票: </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て安心プラン」推進における保育士確保対策等の基礎資料として利用（従事者数） ・障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策、障害福祉サービス報酬改定を検討する際の基礎資料として利用（従事者数）
介護サービス施設・事業所調査	<p>○調査内容 全国の介護保険施設・介護サービス事業所の数、定員、サービスの提供状況及び従事者数等を把握。</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 郵送・オンライン</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票: </p> <p>詳細票・利用者票: </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会介護給付費分科会資料 ・介護報酬改定に係る基礎資料 ・社会保障・税一体改革に係る基礎資料 ・介護事業に係る各種統計調査の母集団情報

令和3年度実施の主な労働統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法	利活用例
毎月勤労統計調査	<p>○調査内容 常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握、1～4人雇用する事業所については毎年7月の状況を把握。</p> <p>○調査時期 ・全国及び地方調査：毎月 ・特別調査：8月1日～9月10日</p> <p>○調査方法 ・常用労働者を30人以上雇用する事業所 郵送 （調査経路）</p>  <pre> graph LR A[厚生労働省] <--> B[都道府県統計主管課] B -- 郵送 --> C[調査対象事業所] </pre> <p>ただし、東京都500人以上規模の事業所の一部については、厚生労働省が直轄調査を行っている。</p> <p>・常用労働者を30人未満雇用する事業所 調査員 （調査経路）</p>  <pre> graph LR A[厚生労働省] <--> B[都道府県統計主管課] B <--> C[統計調査員] C -- 訪問・聞き取り --> D[調査対象事業所] </pre> <p>なお、常用労働者を5人以上雇用する事業所については、オンラインでの回答も可能。</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、きまって支給する給与を利用 ・月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の前年同月比等を利用

令和3年度実施の主な労働統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法	利活用例
労使関係総合調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査内容 労働組合数、組合員数等の状況を把握する労働組合基礎調査と毎年テーマを変えて行う実態調査（令和3年は労働組合活動等に関する実態調査）を実施。 ○調査時期 毎年7月 ○調査方法 郵送・オンライン・都道府県労政主管課及び労政主管事務所 <p>（調査経路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合基礎調査 厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — 労政主管事務所 — 労働組合 ・労働組合活動等に関する実態調査 厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — 労政主管事務所 — 労働組合 	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用例 <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法、労働関係調整法等に基づく業務を行う上での基礎資料として利用 ・厚生労働白書（社会の実態や厚生労働省の施策について国民に周知する刊行物）において、「安定した労使関係の形成等」として定期的使用
労働争議統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査内容 我が国における労働争議の状況を調査。 ○調査時期 毎月 ○調査方法 郵送・オンライン <p>（調査経路）</p> <p>厚生労働省 — 都道府県労政主管課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用例 ILO（国際労働機関）への数値提供、政府の委員会・懇談会における議論の基礎資料、白書の執筆資料

調査票情報等の適正な管理

○調査票情報等の漏えい等事故が発生した場合の対応

- 地方公共団体において、国が実施する統計調査の調査票情報等※の漏えい等事故（紛失なども含む）が発生した場合は、速やかに調査実施担当課室へ事案内容を報告してください。

※調査票原票の他、調査対象名簿など調査対象の識別が可能な書類も含まれます。

- 漏えい等事故については、統計法令及び「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、当省から総務省へ報告する必要がありますので、当該事案内容の報告については遺漏無きようお願いいたします。

なお、上記ガイドラインの内容につきましては、調査票情報等を取り扱う全ての者が遵守すべきものとなっています。地方公共団体のご担当者におかれましては、ガイドラインに基づく調査票情報等の適正管理及び、漏えい等事故防止のために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

※ガイドラインの内容については https://www.soumu.go.jp/main_content/000616556.pdf 参照。

調査票情報の二次利用

政策統括官（統計・情報政策担当）で実施した統計調査については、調査結果を公表後、地方公共団体において

- ①統計の作成
- ②統計的研究（誤差計算や回帰分析など）
- ③統計を作成するための調査に係る名簿の作成

を行う場合であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている場合には、統計法第33条第1項第1号の規定に基づく手続きを行えば調査票情報の二次利用が可能です。

報告者負担を軽減するため、地方公共団体が当局で調査した項目との重複を排除して調査を実施し、統計を作成する際に当該項目を利用する場合もこの制度の対象となります。

審査基準等については、事務処理要領を参照いただくとともに、利用をご希望される場合は、事前相談対応窓口（政策統括官付参事官付審査解析室）までお問い合わせください。

特に、保健所で保存している出生小票又は死亡小票（人口動態調査に係る調査票情報）を利用する場合も、必要な手続きを行ったうえでご利用ください。

事務処理要領：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/dl/manual.pdf>

事前相談窓口：政策統括官付参事官付審査解析室

03-5253-1111 内線7347（厚生関係） 内線7384（労働関係）

II. 情報政策關係

マイナンバー(社会保障・税番号)制度 への対応について

マイナンバー制度における情報連携について

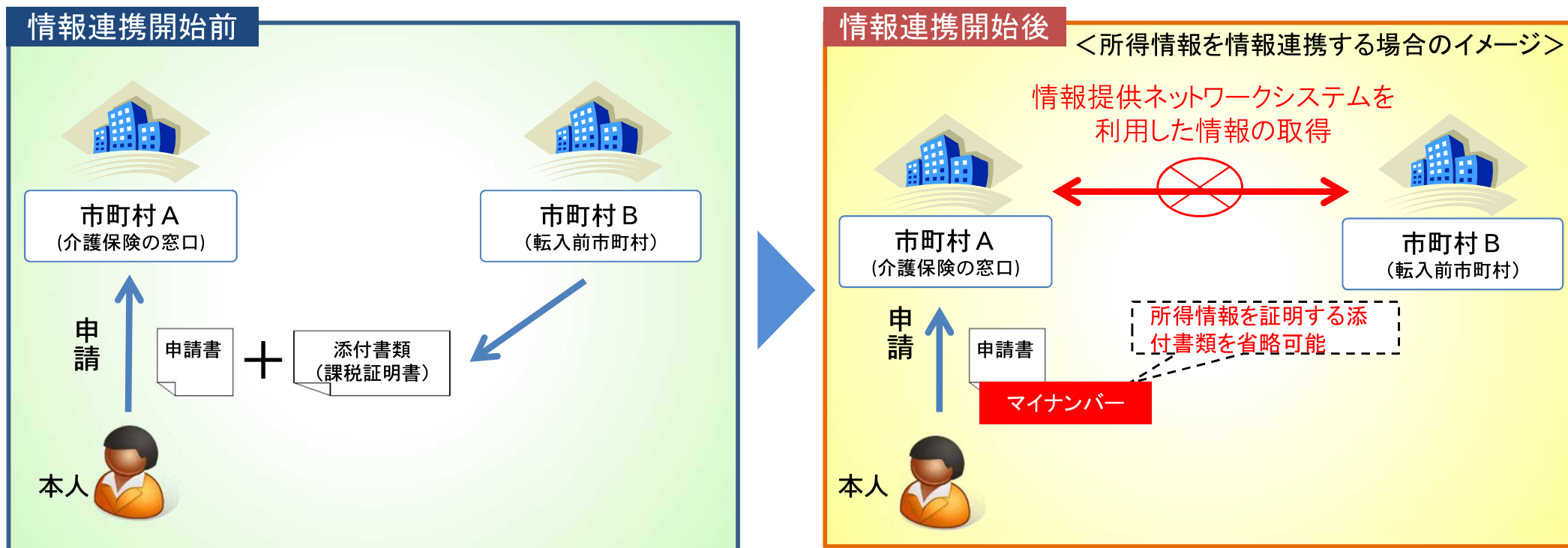
○ マイナンバー制度における情報連携とは

「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。平成29年11月13日以降本格運用が開始され、各種の手続を行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となった（下図参照）。

○ データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトは、制度改正等に伴い改版を行うため、情報連携を行う機関において原則年に1回、レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要。令和2年度の改版により、厚生労働省関係事務手続については、約200の事務手続で新たに情報連携の本格運用を開始した。

【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

1. 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	年金額改定通知書
		年金振込通知書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		年金証書
障害者・児、難病患者に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法) (難病の患者に対する医療等に関する法律)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		年金振込通知書
精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・政令指定都市	年金証書
		年金振込通知書
健康保険組合管掌健康保険の被扶養者認定の申請 (健康保険法) (国家公務員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (私立学校教職員共済法)	健康保険組合・国家公務員共済・地方公務員共済・私学共済	年金額改定通知書
		年金振込通知書
年金たる保険給付の支給申請 (労働者災害補償保険法)	厚生労働大臣 (労働基準監督署)	年金額改定通知書
		年金振込通知書

2. 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票
		課税証明書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書

3. 年金関係事務以外の情報照会

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国保保険者に対する高額療養費等の支給申請(適用区分の確認) (国民健康保険法)	市町村・国民健康保険組合	課税証明書
予防接種の実施・実費徴収 (予防接種法)	都道府県・市町村	予防接種の実施に関する情報
		課税証明書
高額障害福祉サービス等給付費の支給申請 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	市町村長	住民票
		課税証明書

データ標準レイアウト関係のスケジュール（令和3年1月時点）

- ① データ標準レイアウト（令和3年6月向け）
 - 新規特定個人情報分・メジャー改版分の副本登録及び機関間試験 : 令和3年4月～
 - 改版の施行 : 令和3年6月14日頃
- ② データ標準レイアウト（令和4年6月向け）
 - ベータ版公開・意見募集開始 : 令和3年3月～
 - 正式版公開 : 令和3年6月30日頃

データ標準レイアウト関係のスケジュール

	令和3年												令和4年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①令和3年6月向け				▲		▲									
			新規特定個人情報分・メジャー改版分の副本登録			▲改版の施行									
②令和4年6月向け				▲		▲									
			▲ベータ版公開・意見募集開始			▲公開									

スケジュールの詳細については、関係府省間で調整中。

6月

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定（※第4回会議）

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月

マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承（※第5回会議）

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)		
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)

一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)

「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、
「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進

国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画

カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において
交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を発出)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報

様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、
マイナンバーカードの普及等の取組を推進

I 目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿

「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」

- ・ 国民の視点、国民のためを常に意識し、追究する
- ・ 「人に優しい」「誰一人取り残さない」「豊かで活力が溢れる」政府・社会を形成する

(11の個別目標)

- ・ あらゆる行政手続きがスマホから簡単にできる (デジタル・ファースト)
- ・ 緊急時の事務を速やかに処理できる
- ・ 行政事務が抜本的に効率化され、正確性・サービスの質も向上する (BPR)
- ・ システムコストを大幅に削減する
- ・ 安全でユーザーフレンドリーなデジタル行政・取引が展開される
- ・ 政府のAPI活用等により民間企業の生産性が向上する
- ・ 行政機関等から同じ情報を聞かれない (ワンス・オンリー)
- ・ あらゆる行政サービスを迅速・確実に受けられる
- ・ 公正な負担と給付が実現されている社会が創出される
- ・ セキュリティが大きく向上する
- ・ 政府のデータ活用等により官民の魅力あるサービスが創出される

II 33の課題を解決するための取組方針

1. マイナンバー関連システム整備

1.1 マイナンバー関連システム (マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

□ 2022年までに速やかに着手すべき施策:

- ・ 自治体等が突発的な事務に対応できる汎用システムである「(仮称)自治体等共通SaaS基盤」の構築
- ・ 国・地方がともに活用できる複数のクラウドサービスの利用環境である「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備

□ 2025年へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン (あるべき姿)

- ・ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用
- ・ 情報連携基盤 (「公共サービスメッシュ」) の構築 (分散管理を前提とした社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討、行政事務全般における機関別符号のみを利用した情報連携の検討、プッシュ通知、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し)
- ・ 利便性の高い国民・民間事業者向けポータルサイト等の構築 (「民間タッチポイント」)
- ・ ネットワーク構造の抜本的な見直し (ガバメントネットワーク整備プロジェクト)

1.2 民間との相互連携の強化 (API利用の促進)・官民接続基盤の整備 (携帯会社、会計ソフト、金融機関等)・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築

- ・ オープンデータ等を提供する各種APIの開発・提供の推進
- ・ 「APIカタログ」の整備

1. マイナンバー関連システム整備（続き）

1.3 マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化

- ・ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管

1.4 マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

- ・ マイナンバーカード生産・管理体制の強化
- ・ マイナポータルの認証機能等の強化

1.5 24時間365日安定稼働できる仕組み

- ・ 自己情報取得APIの原則24時間365日対応のための機能強化

1.7 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記

- ・ **2024年のマイナンバーカード海外利用開始に合わせた運用開始**

1.6 オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

- ・ **オンラインによる手続の完結、即日給付の実現等のためのシステム等の整備**
- ・ **多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備（申請受付システムの整理及びUX・UIの改善等）**

2. マイナンバーの利活用の促進

2.1 マイナポータルをHubとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討

- ・ 年末調整・確定申告における自動入力の実現
- ・ ふるさと納税に係る寄附金控除手続における自動入力の実現
- ・ iDeCo手続のオンライン化・デジタル化
- ・ マイナポータルから取得できるデータの拡大
- ・ 民間事業者のデジタル化対応の加速化
- ・ クラウドを活用した新しいデータ授受策活用の検討

2.2 多様なセーフティネット：児童手当等の情報連携等の改善の検討

- ・ 分散管理を前提とした社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討
- ・ 行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携の検討
- ・ プッシュ通知
- ・ 情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し
- ・ 制度改正から情報連携開始までの期間の短縮
- ・ 療育手帳の交付事務などにおけるマイナンバーの利用・情報連携

2.3 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討

- ・ **公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設**
- ・ **預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）の創設**
- ・ ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）でのマイナンバーカードの活用の検討

2. マイナンバーの利活用の促進（続き）

2.4 教育：学校健診データの活用、GIGAスクールにおける認証手段等の検討

- ・ 学校健診データの保管のデジタル化とマイナポータルからの閲覧の実現
- ・ G I G Aスクールにおけるマイナンバーカードの有効活用

2.5 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討

- ・ 土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化
- ・ 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけの推進
- ・ 相続登記等の申請の義務化

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

- ・ **マイナポータルのUX・UIの抜本改善（アジャイル開発による改善、全自治体の接続実現、申請項目の自動入力、標準様式プリセット、業務システム連携）**
- ・ マイナポータルから原則全自治体で利便性向上に資するオンライン手続を2022年末を目指し実現

3.2 カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）

- ・ **マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現**
- ・ 電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化
- ・ レベルに応じた認証の推進（民間事業者への周知・相談支援の強化、利用要件・利用手続等の改善）
- ・ 民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨

3.3 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

- ・ 顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定（ロック解除）
- ・ **スマホ格納の電子証明書の利用に当たり生体認証を活用する方策について検討**

3.4 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討

- ・ **J-LISから民間事業者等の署名検証者に、本人同意を前提とした、氏名・住所等の基本4情報を提供**

3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

- ・ **運転免許証のデジタル化**
- ・ 在留カードとマイナンバーカードとの一体化
- ・ **その他の国家資格証のデジタル化（各種国家資格のクラウド共通基盤の実現）**

4. カードの発行促進と地方自治体における業務システム整備

4.1 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨

- ・ **2020年11月から2021年3月までの間に申請書をカード未取得者に送付**

4.2 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付等

- ・ **氏名等がプレ印字されたカード申請書をカード未取得者に送付**

4.3 カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等

- ・ **郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能化**
- ・ 郵便局、金融機関、病院、学校、運転免許センター、携帯会社における市町村職員出張申請受付等の実施拡充
- ・ **顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定（ロック解除）**

4.4 マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ

- ・ マイナポイントの基盤の拡充・提供
- ・ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

4.5 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

- ・ 申請受付システムの整理及びUX・UIの改善
- ・ 事業者向け行政手続の認証・補助金申請の一元化
- ・ APIシステム（「官民APIGW」）の構築及び利便性の向上

4.6 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策

- ・ **主要17業務の標準仕様の策定**
- ・ **標準仕様に準拠したシステムの利用**

4.7 デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開

- ・ 多数の新規施策において試行を行う手順の原則化

5. デジタル化に関する制度

5.1 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強

- ・ 国・地方のデジタル基盤構築（「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備、「ガバメントネットワーク整備プロジェクト」）
- ・ **強力な司令塔機能を有するデジタル庁の設置** ・ **IT人材採用の増強**

5.2 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

- ・ 政府情報システムの3類型化とデジタル庁による統括・監理 ・ デジタル庁への予算一括計上の推進

5.3 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化

- ・ **自治体の「三層の対策」の見直し** ・ **個人情報保護法制の見直し**

5.4 読み仮名の法制化の検討

- ・ **戸籍における法制化**

5.5 システムリスク管理の強化（リリースプロセスの確立、品質管理の強化等）

- ・ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」の拡充等 ・ システムリリース前のユーザーテストの実施 ・ IT人材の拡充等

5.6 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

- ・ 「デジタル活用支援員」の本格実施 ・ 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の拡充等
- ・ 企業による自社製品の自己評価様式の構築 ・ 市区町村等におけるアクセスポイントの確保

5.7 民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）

- ・ マイナポイント基盤の拡充・提供 ・ マイナンバーカードの民間事業者における利用の推進

6. データの利活用とコスト管理

6.1 クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現

- ・ 国・地方のクラウド活用の推進 ・ オープン・イノベーションの活用 ・ システムの内製化に対応する人材の確保・育成

6.2 マイナンバーカードを活用した自治体と住民による情報の相互活用（健診等情報、電力使用量等）

- ・ 電力使用量等の電力データの様々なサービスへの活用推進 ・ 健診等情報等のデータのマイナポータル等での閲覧可能化

6.3 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し

- ・ **病床管理、感染症情報等に関する情報基盤の整備（HER-SYS、G-MIS）**
- ・ **災害情報等に関する情報基盤の整備（被災者支援のクラウド基盤等）** ・ 行政の提供するデータのマシンリーダブル化

地方公共団体における デジタル・ガバメントの推進について

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※行政手続オンライン化法、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、**行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等**を定める。

○行政手続オンライン化法の改正 ※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続の**ワンストップ化**
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

- デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等の**サービス設計12箇条**に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される**行政サービスの100%デジタル化**の実現
- ✓ **業務改革（BPR）を徹底**し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進

- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「**（仮称）Gov-Cloud**」の**仕組みの整備**
- ✓ ワンス・オンリー実現のための**社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やプッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し**
- ✓ 国・地方の**ネットワーク構造の抜本的見直し**（高速・安価・大容量に）
- ✓ 自治体の業務システムの**標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用**
- ✓ **強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換**
- ✓ **公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設**
- ✓ **マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）**
- ✓ **マイナポータル**の**UX・UI改善**（全自治体接続等）、**情報ハブ機能の強化**
- ✓ **個人情報保護法制の見直し**（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
- ✓ 戸籍における**読み仮名の法制化**（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ **クラウドサービスの利用の検討の徹底**、セキュリティ評価制度（ISMALP）の推進
- ✓ **情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保**
- ✓ **新たなデータ戦略**に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ **デジタル庁の設置も見据え**、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における**一元的なプロジェクト管理**を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、**情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大**（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする**新たな調達・契約方法の試行**
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうち**システム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減**を目指す（令和2年度比）
- ✓ **外部の高度専門人材活用の仕組み**、公務員試験による**IT人材採用の仕組み**を早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ **書面・押印・対面の見直し**に伴い、行政手続の**オンライン化を推進**
- ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、**各手続における添付書類の省略を実現**
- ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続について**ワンストップサービスを推進**
- ✓ **法人デジタルプラットフォーム**の機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバйд対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受ける**デジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施**
- ✓ **SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施**

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ **自治体の業務システムの標準化・共通化**を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ マイナポータルの活用等により**地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化**を推進
- ✓ 「**自治体DX推進計画**」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「**地域情報化アドバイザー**」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

データ戦略タスクフォース第一次とりまとめの概要

令和2年12月21日デジタル・ガバメント関係会議(第10回)資料より一部改変

データ戦略のアーキテクチャ

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

戦略・政策
組織 行政 民間
ルール データガバナンス 連携ルール
連携基盤 (ツール)
データ
利活用環境
インフラ

○ 理念：信頼（トラスト）と公益性の確保を通じて、データを安心して効率的に使える仕組みを構築する

○ データ活用の原則 自分で決められる、勝手に使われない つながる いつでもどこでもすぐに使える 安心して使える みんなで創る

○ 社会実装・業務改革

組織・ビジネスでの取組 いかなる価値を誰に対して生み出すか、国民・行政・産業界のユーザー視点からニーズ分析を行い、デジタルツインの視点でビジネスプロセスをゼロベースで見直す

データがつながることで「新たな価値を創出」

行政 民間
ワンストップ、ワンスオンリー **重点的に取組むべき分野** データ流通、官民データ活用

○ 喫緊に取り組むこと

トラストの枠組みの整備

IDの認証やトラストサービスの評価などトラストアンカーの機能整備の他、誰が(主体・意思)、何を(事実・情報)、いつ(時刻)というトラストの要素について、これらが主張されたとおりのものであること(真正性)、改ざんされていないこと(完全性)の確保・証明が必要である。以下のように整理し、各々の論点を整理(論点例:本人確認レベル、発行した自然人、組織、機器の確認方法)

- 主体・意思: 意思表示の証明(意思表示が本人によってなされたものであること等の証明)
- 事実・情報: 発行元証明(発行した自然人、組織、機器が信頼できるか等の証明)
- 存在・時刻: 存在証明(何らかの情報が、ある時点において存在し、それ以降は改ざんされていないことの証明)

→ 整理した論点について、関係省庁で解決の方向性を検討開始

プラットフォーム

分野横断で検討すべき共通項目

- 共通アーキテクチャの整備(スマートシティリファレンスアーキテクチャ)
- データ連携の共通ルールの整備*1
- 主要データ標準、データ品質管理フレームワークの策定
- 分野間データ連携基盤でのツール開発(データカタログ検索、データ交換、データ連携契約機能)(分野間連携のための民間促進団体DATA-EXによるポータルサイト運営)

*1 データ提供主体/データの真正性、データの取扱いに係る契約ひな形、パーソナルデータの取扱い、データ交換のための標準化、データの品質の考え方

分野ごとに検討すべき項目

- 重点的に取組むべき分野の関係省庁を中心に、官民共同での検討の場を設け、プラットフォームの在り方についてデジタル庁(仮称)発足までに整理(健康・医療、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ等)
- 関係者のニーズ分析: データを中核とした新たな価値創出のための分析
- アーキテクチャの策定: スマートシティリファレンスアーキテクチャを参照
- ルールの具体化、ツール開発(データカタログ、メタデータ、APIの整備等)

データ整備

ベース・レジストリ整備の推進(ベース・レジストリ・ロードマップの策定)

→ 重点整備対象候補のデータホルダーの関係省庁にて、2021年6月末までに課題整理と解決の方向性を検討

- ベース・レジストリ*1の選定
 - 選定基準*2
 - 重点整備対象候補*3
- ベース・レジストリの推進方法
 - 優先順位に従い段階的に導入
 - 成功事例をつくり効果や課題を明確化

- アクション
 - ベース・レジストリの指定(内閣官房IT室: 2021年3月末)
 - データ整備: 先行プロジェクトの実施(住所や法人情報等)
 - 主要データ標準の整備、データ品質管理フレームワークによる評価(内閣官房IT室: 2021年3月末)

*1 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データ

*2 多くの手続で使われるデータ、災害時に重要なデータ、社会的・経済的な効果が大きいデータ

*3 個人(マイナンバー含む)、法人、文字、不動産、住所、法律、制度、資格、公共施設、インフラ等を想定

その他基盤データの整備の推進

- 特定分野などで社会の基盤として扱われるデータの整備を促進

オープンデータの推進

- オープンデータ基本指針の改定による機械判読性の強化

包括的なデータマネジメントの推進

- 主要データ標準、データ品質管理フレームワーク等の活用

○ 引き続き検討すべき事項

<国際連携><人材><デジタル庁(仮称)の役割>

データ利活用の環境整備(データ流通市場の活性化等) デジタルインフラの整備・拡充 国際連携 人材 データ整備方針等へのデータ戦略の反映

デジタル庁の基本方針について

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ①

課題・目指す姿

- 我が国経済・社会の持続的発展と新たな価値創造に向け、社会全体のデジタル化を進める。行政のデジタル化で「あらゆる手続が役所に行かずにでき」「必要な給付が迅速に行われる」ことを早急に実現する。
- デジタル庁は、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織とする。基本方針を策定するなど企画立案、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムを統括・監理し、重要なシステムについては自ら整備する。これにより行政サービスを抜本的に向上する。

デジタル庁の業務

1. 国の情報システム

- デジタル庁は国の情報システムの整備・管理の基本方針を策定。
 - 政府情報システムを①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システムの区分に分類し直し、これらのシステムに関する事業を統括・監理。情報システムの標準化や統一化により相互の連携を確保。
 - 国の情報システムに関する予算（令和2年度で合計約8千億円）は、デジタル庁に一括計上し、各府省に配分して執行する仕組みを目指し、令和3年度から①デジタル庁システム及び②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムの整備・運用等予算をデジタル庁に段階的に一括計上（令和3年度は要求額で3千億円規模の見込み）。①デジタル庁システムについては自ら整備・運用。
- ⇒ これにより、政府情報システムの統合・一体化を促進（令和7年度までに運用経費等を3割削減）、民間システムとの連携を容易にしつつ、ユーザー視点での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に進めることで、国民・事業者の更なる利便性向上を図る。

2. 地方共通のデジタル基盤

- 全国規模のクラウド移行に向けて、デジタル庁が、総務省と連携して標準化・共通化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、補助金の交付されるシステムについて統括・監理を行う。
- ⇒ これにより、地方公共団体の情報システムのうち、住民に関する事務に係る情報システムで、相互に連携が行われているシステム（住民基本台帳、地方税等）について、人的・財政的負担の軽減と、サービスの利便性向上を図る。

3. マイナンバー

- デジタル庁がマイナンバー、マイナンバーカード、公的個人認証等のマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行う体制を構築。
 - 市区町村等との連絡調整等の実施事務を担う総務省と連携し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進。
 - 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管。
- ⇒ これにより、令和4年度末までにほとんどの住民のマイナンバーカード保有を目指す。国民が行政手続をオンラインでワンストップに行うことができ、行政からプッシュ型で各種サービスを受けられるなど、利便性と公平性を向上。

4. 民間のデジタル化支援・準公共部門のデジタル化支援

- 改正 I T 基本法 において、国・地方・事業者のデジタル化に向けた役割を規定し、デジタル社会の形成に関し国が定める重点計画で具体的な施策と達成時期等を明記。情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行う。
⇒ **民間デジタル化を促進し、中小企業を始め企業の生産性の向上や、新たな産業分野における重複投資の排除と成長の加速化を図る。**
- 医療、教育、防災など、生活に密接に関連していることから国民からの期待が高い分野において、デジタル庁が、情報システムに関する整備方針を関係府省と策定・推進し、当該情報システムの整備を統括・監理。
- 緊急的な整備が必要なシステム等については、デジタル庁と各府省が共同で整備。
- デジタル化促進のために必要な規制・制度上の課題の洗い出しとその見直しを関係府省と連携して推進。
⇒ **様々な民間サービスの開発・提供が進められる上で必要な環境整備を図ることによりサービスの多様化及び質の向上を図る。**

5. データ利活用

- デジタル庁は、法人番号など法人や個人を一意に特定し識別する I D 制度や、電子署名、商業登記電子証明書などの、情報とその発信者の真正性などを保証する制度の企画立案を、関係法所管府省と共管し、ユーザー視点で改革・普及。また制度所管府省、地方公共団体とともにベース・レジストリとして整備すべき情報の明確化とその整備を担う。
⇒ **手続を一度で完結できるようになる（ワンスオンリーの実現）。**

6. サイバーセキュリティ

- デジタル庁に、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムの検証・監査を実施するとともに、NISCがその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ監査等を行う。
⇒ **国民の重要な情報資産を保護。**

7. デジタル人材の確保

- デジタル庁を含め他の政府部門においてもデジタル改革を牽引していく人材を確保。民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境を整備。行政と民間のデジタル人材の効果的な連携により業務を進める組織文化を醸成。

スケジュール

- 来年中にデジタル庁を発足させることとし、本年末のデジタル庁創設に向けた基本方針の策定に向け、必要な準備を進める。
- デジタル庁は、①各府省等に対する総合調整権限を有する強力な司令塔機能と、②政府全体のシステムを企画立案し、統括・監理するとともに、自らが予算を計上し、重点的なシステムの整備・管理等の事務執行をする機能を併せて有するものとし、その組織体制の在り方について、予算編成過程で検討を進め、成案を得る。

デジタル庁

各府省・地方公共団体

【社会のデジタル化の基盤】

- ・マイナンバー（内閣府・総務省）
- ・マイナンバーカード（総務省）
- ・公的個人認証（総務省）
- ・電子署名（総務省・法務省・経済産業省）
- ・法人番号（財務省）
- ・GビズID（経済産業省） 等

【各種情報システム】

- ・政府・独法のシステム（総務省、各府省）
- ・地方公共団体のシステム（総務省、約1,700団体）
- ・準公共分野のシステム（各所管府省）

【各府省共通システム等】

- ・各府省が共通で利用するシステム
- ・規模の大きなシステム
- ・地方公共団体が利用できるプラットフォーム（クラウド基盤）

【予算】

- ・国の情報システム関連予算合計 8 千億円のうち令和 2 年度は約 700 億円を一括計上。

総合調整

企画・立案

統括・監理

自らシステム整備

移管
(一部共管)

統括
・監理

移管
(一部共管等)

一括計上

- ・国の情報システム予算を一括計上し、各府省へ配分（初年度は要求額で 3 千億円規模の見込み）

データヘルス改革について

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

第7回データヘルス改革推進本部資料（令和2年7月30日）を一部改変

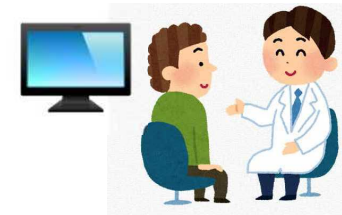
データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

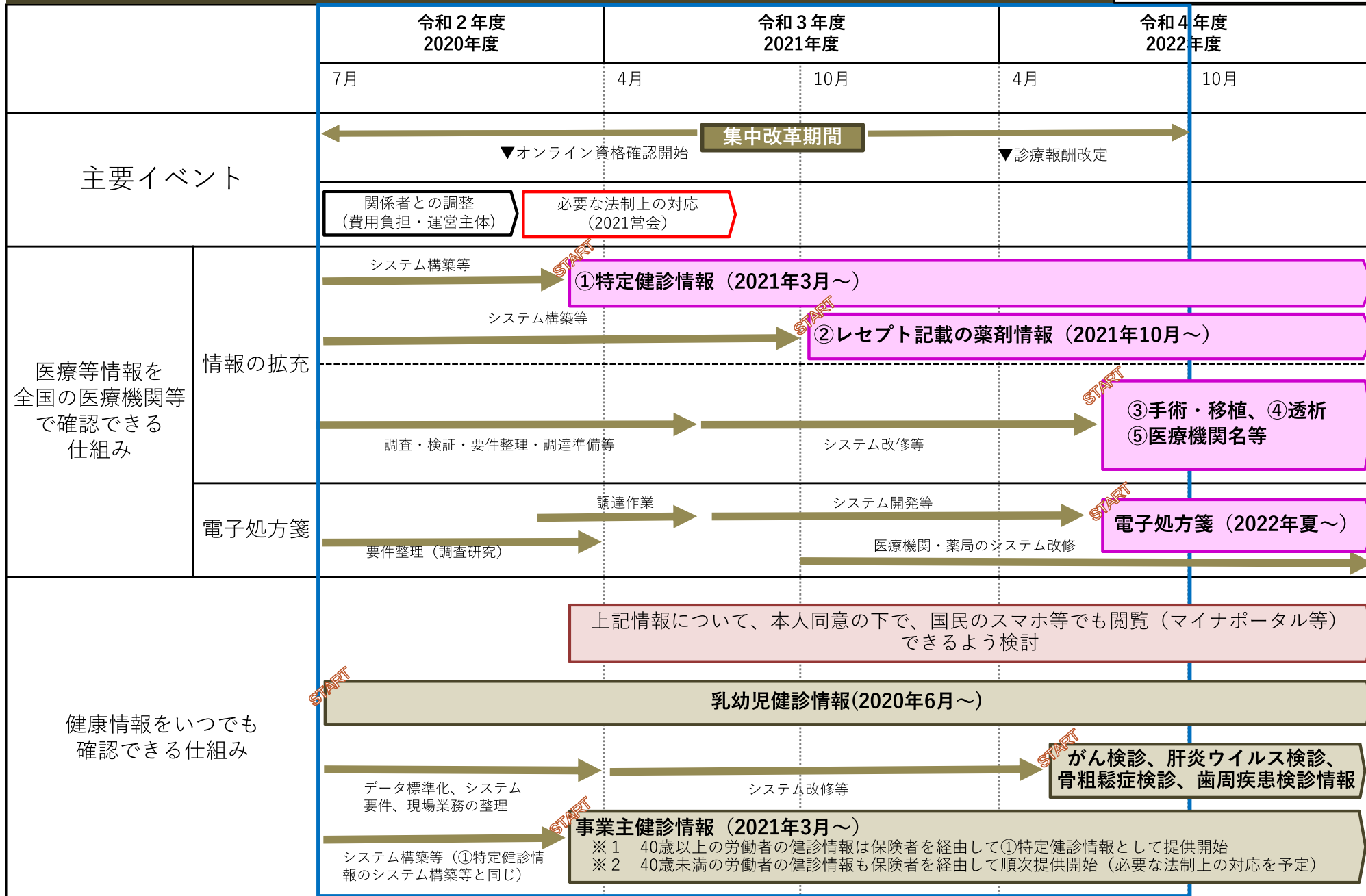
PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

データヘルス集中改革プラン（2年間）の工程

第7回データヘルス改革推進本部資料（令和2年7月30日）を一部改変



- ※1 40歳以上の労働者の健診情報は保険者を経由して①特定健診情報として提供開始
- ※2 40歳未満の労働者の健診情報も保険者を経由して順次提供開始（必要な法制上の対応を予定）

※電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み（ACTION 1）

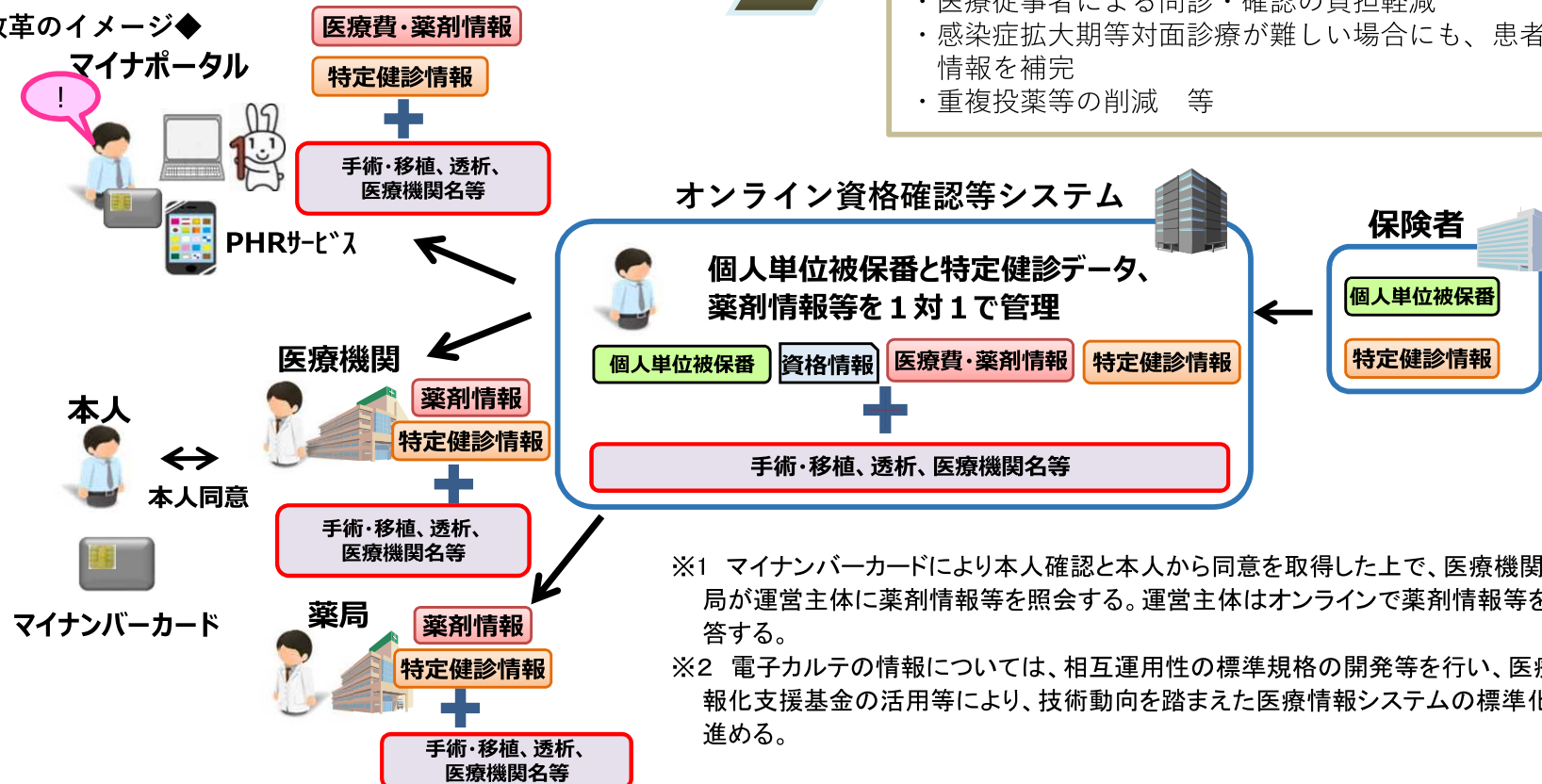
現状

- 災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が困難
- 高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- 複数医療機関を受診する患者において、重複や併用禁忌の薬剤情報等の確認が困難

改革後

- ・かかりつけの医療機関が被災しても、別の医療機関が患者の情報を確認することで、必要な治療継続が容易に
- ・救急搬送された意識障害の患者等について、薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者の情報を集約して把握することにより、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- ・医療従事者による問診・確認の負担軽減
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合にも、患者の情報を補完
- ・重複投薬等の削減 等

◆改革のイメージ◆



※1 マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回答する。

※2 電子カルテの情報については、相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を進める。

電子処方箋の仕組み（ACTION 2）

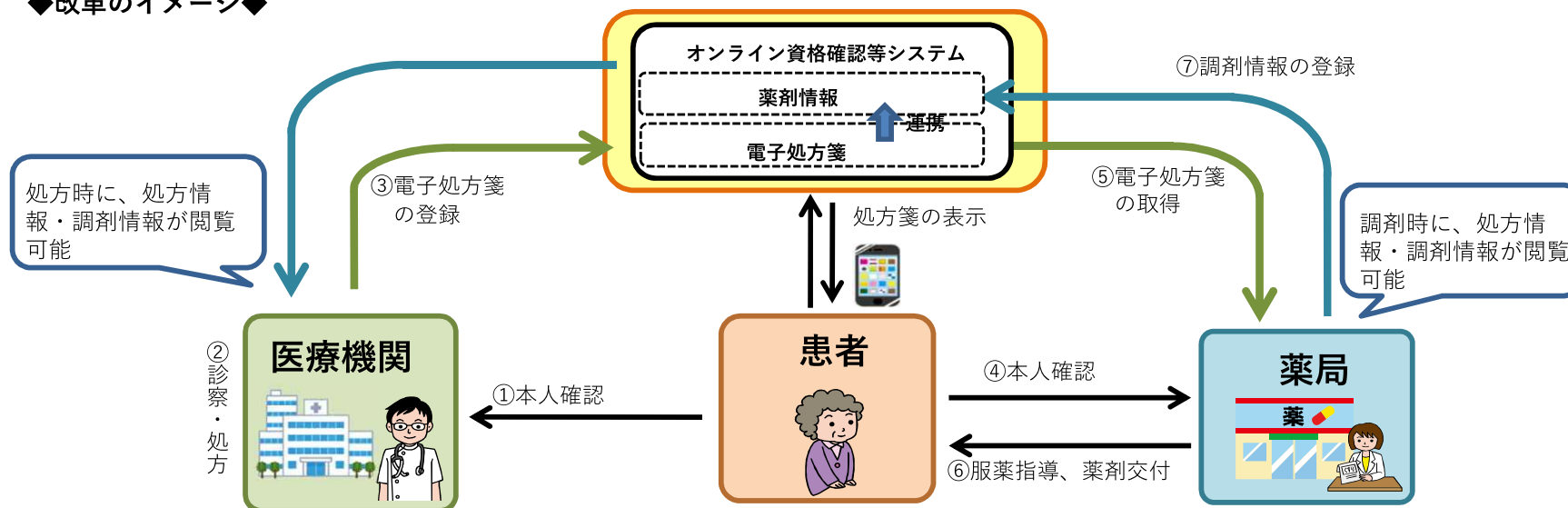
現状

- 病院等で受けとった紙の処方箋を薬局で渡す必要
- 医師、薬剤師の得られる情報が限られている場合があり、重複投薬が行われる可能性が否定できない
- 新型コロナウイルス感染症への対応の下ではファックス情報に基づく調剤が可能だが、事後的な紙の処方箋原本の確認作業が必要

改革後

- ・リアルタイムの処方情報共有（重複処方の回避）
- ・薬局における処方箋情報の入力負担軽減等
- ・患者の利便性の向上（紙の受渡し不要、オンライン診療・服薬指導の円滑な実施が可能）

◆改革のイメージ◆



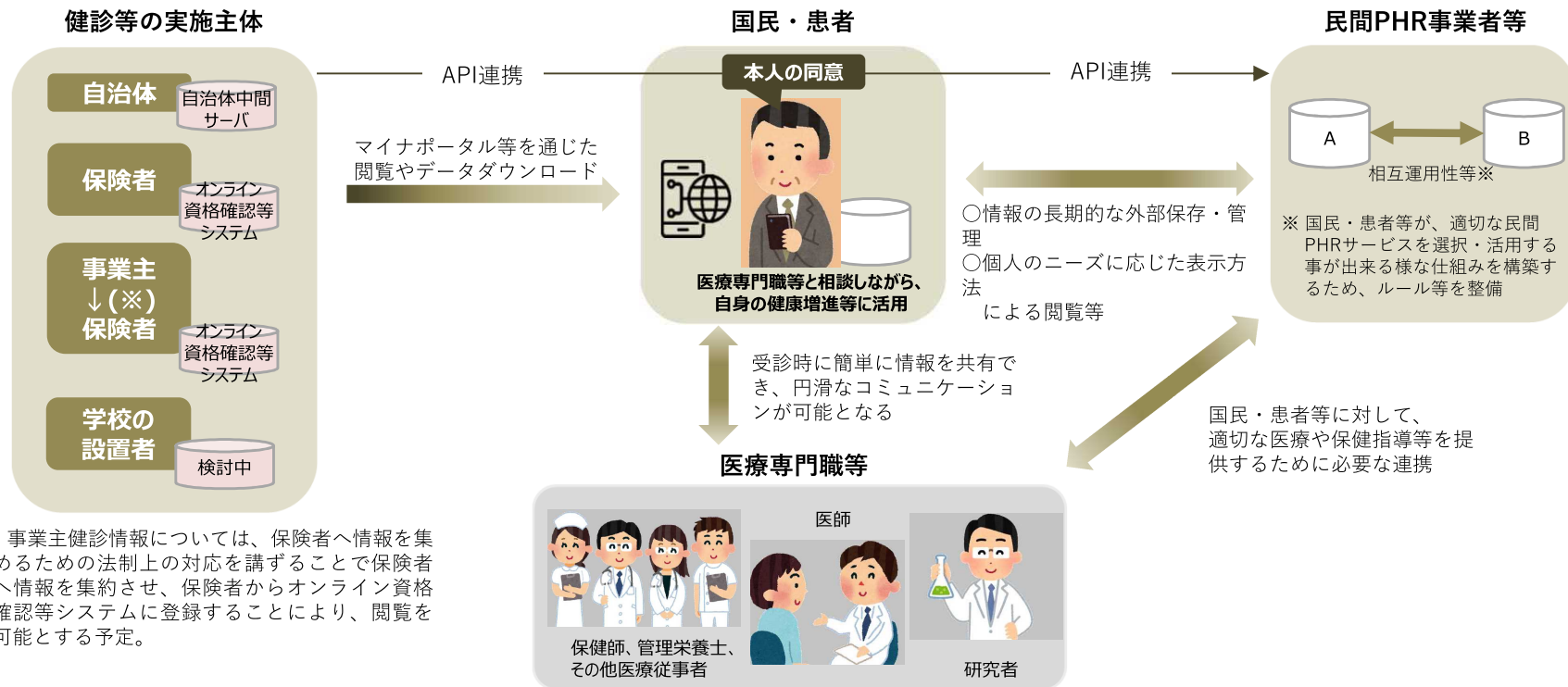
自身の保健医療情報を見・活用できる仕組み（ACTION 3）

現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、見・活用することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報をPCやスマホ等で見・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズに応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



※ 事業主健診情報については、保険者へ情報を集めるための法制上の対応を講ずることで保険者へ情報を集約させ、保険者からオンライン資格確認等システムに登録することにより、見・活用を可能とする予定。

Ⅲ. その他参考資料

1. 予算案概要

(単位：千円)

	令和2年度 予算額	令和3年度 予算案	対前年度比
政策統括官（統計・情報 政策担当）	10,624,484	8,003,638	▲2,620,846（▲24.7%）
一般会計	8,982,811	6,462,878	▲2,519,933（▲28.1%）
労働保険特別会計	1,641,673	1,540,760	▲100,913（▲6.2%）
（参考）			
統計調査関係経費	4,622,019	4,631,147	9,128（0.2%）
行政情報化関係経費	5,994,510	3,364,471	▲2,630,039（▲43.9%）
デジタル庁移行分	-	2,406,525	

2. 主な事業内容

- 統計調査関係経費
 - ・ 社会福祉施設等調査（精密調査）の実施
 - ・ 人口動態統計調査の早期化・効率化の調査研究
- 行政情報化関係経費
 - ・ 地方公共団体との連携強化に係る汎用ポータル運用経費
- デジタル庁移行分
 - ・ 統合ネットワークシステム、厚生労働省ネットワークシステム

政策統括官(統計・情報政策担当)施策照会先一覧
 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
人口動態調査 (3頁)	人口動態・保健社会統計室	企画指導係	木下 容子	7466
医療施設調査 (3頁)	保健統計室	医療施設統計第一係	大田 美穂子	7520
病院報告 (4頁)	保健統計室	医療施設統計第二係	佐久間 桂子	7522
国民生活基礎調査 (5頁)	世帯統計室	(世帯票) 国民生活基礎統計第一係	奥水 麻美	7587
		(所得票) 国民生活基礎統計第二係	中村 文弥	7588
社会福祉施設等調査 (6頁)	社会統計室	社会福祉施設統計係	藏本 淳	7552
介護サービス施設・事業所調査 (6頁)	社会統計室	介護統計第一係	米村 恭一	7567
毎月勤労統計調査 (7頁)	雇用・賃金福祉統計室	毎勤調整係・企画調整係	細野 晃司	7610
労使関係総合調査 (8頁)	雇用・賃金福祉統計室	(労働組合基礎調査) 労使関係第一係	梶村 勇樹	7665
		(労働組合活動等に関する実態調査) 労使関係第二係	伊藤 聡子	7667
労働争議統計調査 (8頁)	雇用・賃金福祉統計室	労使関係第二係	伊藤 聡子	7667
調査票情報等の適正な管理 (9頁)	統計企画調整室	登録データ係	菅谷 美和子	7410
調査票情報の二次利用 (10頁)	審査解析室	統計審査第一係(厚生関係)	西山 昌宏	7347
		統計審査第二係(労働関係)	菊池 理恵子	7384
マイナンバー制度への対応について (12頁)	情報化担当参事官室	基準係	今釜 勝彦	2246
地方公共団体における デジタル・ガバメントの推進について (22頁)	情報化担当参事官室	企画係	清水 賢信	7429
デジタル庁の基本方針について (26頁)	情報化担当参事官室	企画係	清水 賢信	7429
データヘルス改革について (31頁)	情報化担当参事官室	企画係	清水 賢信	7429
令和3年度政策統括官(統計・情報政策担当) 歳出予算案の概要 (38頁)	統計・情報総務室	予算第一係	久保田 悠一	7336